

9. 救急・救助業務

救急業務は、昭和38年に法制化され、現在は高齢化の進展による人口構成の変化に伴い、需要は今後さらに増大する可能性があるため、消防行政の中でも重要なものとなっている。

また、救助業務については、昭和61年の消防法改正により救助隊が法的に位置付けられ、その業務範囲は火災、交通事故、自然災害や特殊な災害などにまで及んでいる。

1. 救急業務実施体制

令和6年4月1日現在、県内消防本部の救急隊数は234隊、救急車保有台数は287台（うち非常用54台）、救急隊員は3,641人（うち専任隊員は1,330人、兼任隊員は2,311人）である。

また、県内消防本部の救急救命士数は1,453人で、全ての消防本部で救急救命士による救急業務が実施されている。（第1表参照）

2. 救急業務実施状況

令和5年中の県内救急出場総件数は399,659件で、前年に比べ17,313件増加した。これを事故種別で見ると、急病273,097件（68.3%）、一般負傷58,655件（14.7%）、その他34,704件（8.7%）の順となる。

また、救急搬送人員は331,861人で、前年に比べ17,614人増加した。

これは、県内において約1分19秒に1回の割合で救急車が出場し、県民を630万人とした場合、約19人に1人が救急車で搬送されたことになる。（第2表、5表参照）

3. 救助業務実施体制

令和6年4月1日現在、県内市町村の救助隊総数は57隊（うち救助隊10隊、特別救助隊34隊、高度救助隊12隊、特別高度救助隊1隊）であり、救助工作車保有台数は50台である。

また、救助隊総隊員数は955人（うち救助隊員174人、特別救助隊員576人、高度救助隊員189人、特別高度救助隊員16人）である。（第6表、6表-2参照）

4. 救助業務実施状況

令和5年中の県内救助活動総件数は4,339件で、前年に比べ642件増加した。

これを事故種別で見ると、建物等による事故2,373件（54.7%）、その他の事故944件（21.8%）、交通事故449件（10.3%）の順となる。

また、救助人員は3,185人で、前年に比べ628人増加した。（第7表参照）